

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月10日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	漏えい検出系原子炉冷却材浄化系出口・排水流量計(加算器)において、測定値不良(測定値の精度外れ)が認められたため、当該流量計(加算器)を交換。	G III	
2	その他	北側取水設備点検用門型クレーン走行レールの継目間隙において、全56箇所中8箇所に管理基準超えが認められたため、当該レールの継目部を点検・修理。	G III	
3	その他	社内マニュアルにて5年間の保管が定められている、倫理教育の「当該年度教育不参加の理由書」において、平成22、23年度が保管されていないことが認められたため、当該事象の原因調査・対策検討。	G II	